

特許 & 技術レポート

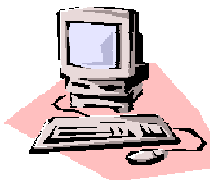
特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2011-07

ハイライト：

| | |
|------------------------------|---|
| 先進5カ国特許庁、特許審査の共同活用に合意 | 1 |
| アップル、韓国でもサムスンを相手に特許侵害訴訟 | 3 |
| RFIDの特許紛争に対するアクション時点、11月末に延期 | 3 |
| 「モバイルヘルスケア」の特許出願が活発 | 4 |
| LED業界は特許紛争中 | 5 |
| ファイザー、バイアグラの特許延長試みる | 5 |



特許制度

先進5カ国特許庁、 特許審査の共同活用に合意

韓国特許庁は、東京で開かれた先進5カ国の特許庁長会議で、特許審査期間の短縮のために、国家間の審査結果の活用を拡大することに合意したことを明らかにした。

韓国、米国、ヨーロッパ、日本、中国など5カ国の特許庁 (IP5) が参加したこの会議で、各特許庁は互いに異なる特許分類、情報化システム、審査実務など、特許審査に必須的なインフラを統一することとした。

また、IP5の会員国が共通して使用できる審査環境の構築にも合意した。

世界の特許出願の76%を占めているIP5の会員国が共通の特許審査環境を構築すれば、審査結果をより容易に活用

できるため、特許審査期間が大幅に短くなるであろうと期待される。

また、韓国特許庁は、米国特許庁と「国際特許審査ハイウェイ (PCT-PPH)」を締結、7月1日から試験実施している。

国際特許審査ハイウェイ制度は、特許協力条約 (PCT) で国際特許を出願した際に、国際調査予備審査の段階で特許登録が可能であるという判断を受けると、優先的に審査する制度である。

この制度を活用すると、韓国企業の米国特許庁への審査処理期間が1年 (18ヶ月→5ヶ月) 以上大幅に短くなるであろうと期待される。

韓国特許庁長は、「先進特許庁との協力を拡大し、韓国の企業と出願人がより便利で効率的にグローバルの知財権制度を活用するようにする計画である」とし、「米国とのPCT-PPH施行の結果を分析し、韓国企業の進出をより多くの国家へ拡大する方針である」と述べた。



大法院判例

▶自由実施技術に該当し、特許発明の侵害でないと見た事例

2007. 11. 30言渡2005GAHAP87307判決

要約：

被告は原告の特許発明を構成している一部技術を研究・開発しているが、これは、本事件特許発明の出願以前に既に通常の技術者に公知となっている部分であって、この事実だけで本事件特許発明を実施していると見ることができず、本事件の製品を被告が生産・製造したと認めるだけの資料が足りず、仮に本事件の製品を被告が製造したのだとしても、被告が本事件の製品を研究または試験ではない業として生産したり、その生産を準備していたと断定するのは難しく、また、本事件の製品は原告が特定したところによっても、先行技術をそのまま実施しているものであったり、または少なくともその技術分野で通常の知識を有する者が先行技術から容易に実施できる自由実施技術に該当するので、本事件特許発明の侵害ではない。

判断：

1) これを見てみると、被告が現在、位相シフトブランクマスク製品を研究・開発している点は当事者間で争いが無いが、甲第4号証、乙第1号証の各記載及び弁論全体の趣旨によると、位相シフトブランクマスク自体は半導体等の基板上的感光作用を用いて回路を生成するフォトリソグラフィ (photo lithography) 過程で一般的に使用される技術であって、本事件特許発明の出願以前に既に通常の技術者に公知となったものであることが認められるので、単純に被告が位相シフトブランクマスク製品に対して研究・開発しているという事実だけで、被告が位相シフトブランクマスク製品に関する特定技術を含んでいる本事件特許発明を実施していると推断することはできない。

2) 一方、原告は、①原告が入手した本事件の製品を分析した結果、光半透過膜の中心線の平均粗度が0.9~1.3nmRaと示されている点、②上記入手品のクロム膜特性の分析結果が、被告が2005年頃生産したIP3500製品のクロム膜特性の分析結果と一致する点などを挙げ、被告が本事件製品を生産していることが明らかであると主張しているが、まず、上記の間接事実が認められるとしても、その点だけで本事件の製品を被告が生産・製造したものであると認めるには足りず、その他にこれを認めるだけの資料がないだけでなく、仮に本事件の製品を被告が製造したということが事実であっても、そのような事情だけでは(原告が上記製品を入手することになった

経緯を明らかにしていない以上)、被告が本事件の製品を業として生産したり、その生産を準備していたと断定するのは難しく(研究または試験のための特許発明の実施に対しては、特許権の効力が及ばない(特許法第96条第1項第1号))、その他にこれを認めるだけの資料がないので、原告の上記主張は理由がない。

3) 最後に、原告は本事件の製品が透明基板、光半透過膜、光半透過膜の露光光に対する入出射面の中心線の平均粗度が0.1~50nmRaである構成要素を有していると主張しているので、これについて見ると、乙第1号証の記載によると、本事件特許発明の出願以前である1995年6月23日に公開された光学マスクブランクと光学マスク及びその製造方法(日本特開平7-159971、以下「先行技術」という)にも、透明基板上に、エッチング停止層、位相シフト層及び遮光層がこの順に積層される構成が開示されているので、上記透明基板及び位相シフト層は、本事件の製品の透明基板及び光半透過膜にそのまま対応する構成であり、次のような事情、即ち、①一般的に中心線の平均粗度の約10倍の値は光半透過膜の凹凸部の高低差(粗度曲線の最高点と最下点の偏差)と同等の傾向がある点、②光半透過膜上の凹凸部の高低差が露光光の波長と同等の場合、フォトリソグラフィ過程の特性上、回路パターン形成の正確度が顕著に減少するしかない点、③従って、位相シフトブランクマスクにおいて、光半透過膜の表面凹凸部の高低差は露光光の波長よりは少ないことが必須的に求められる点、④その結果、フォトリソグラフィ過程で468nm波長(g線)あるいは248nm波長(KrFレーザー)の露光を使用する場合、凹凸部の高低差は468nmあるいは248nm以下であることが求められ、中心線の平均粗度もまたほぼその1/10である46.8nmRaあるいは24.8nmRa以下であることが求められる点、⑤中心線の平均粗度は膜表面の粗さを示すものであるため、低ければ低いほど理想的であるが、製造工程上、ある程度以下に下げるのには限界があるしかない点などを総合すると、位相シフトブランクマスクにおいて、中心線の平均粗度は露光光の波長、光半透過膜の生成技術(スパッタリング法)などにより、従属的にその範囲が定められるしかないため、その数値を限定することに特別な意味がないといえる。従って、結果的に本事件の製品は原告が特定したところによっても、先行技術をそのまま実施しているものであったり、少なくともその技術分野で通常の知識を有する者が先行技術から容易に実施できるものであると認められるので、本事件特許発明を侵害すると認めることができない。

紛争

アップル、韓国でもサムスンを手先に 特許侵害訴訟

米国のアップル社が、韓国でもサムスン電子を相手取って特許訴訟を提起した。

業界によると、アップルはソウル中央地方法院に「サムスン電子のスマートフォンであるGALAXY SがアップルのスマートフォンであるiPhone3のデザインなどを模倣した」とし、サムスン電子を相手取って特許権侵害差止請求訴訟を提起した。アップルは、4月に同じ内容でサムスン電子を相手取って米国のカリフォルニア州北部連邦地裁に特許侵害訴訟を提起し、これに対してサムスン電子も、すぐに韓国と米国、日本、ドイツで特許侵害訴訟を提起した。

よって、今回のアップルの訴訟は、報復的性格が強い。業界の関係者は、「アップルが逆提訴を提起しなければ、サムスン電子が韓国で提起した訴訟を認めた形となるため、反対に訴訟を提起した」と解釈している。

問題はアップルの訴訟内容である。業界によると、アップルが提起した訴訟は、米国よりさらに広範囲で強力な内容が含まれている。アップルの関係者は、「韓国で提起した訴訟は、米国の訴訟と大きな流れは似ているが、強力な内容がより多く含まれている」と述べた。

代表的なものがスマートフォンの画面ロックの解除(Unlock)とマルチタッチ機能である。この機能は米国の特許訴訟には含まれていない。アンロックとは、作動しないようにロックされたスマートフォンの画面を使用することができるようになる機能である。アップルは、画面の下端に表示されたロック装置を指で押して作動できるようになっている。

マルチタッチは、同時にタッチ画面のいくつもの箇所を触って特定機能を実行するものである。アイフォーンは、二つの指で写真やウェブサイトを縮めると小さくなり、広げると大きくなるという風にしてマルチタッチ機能を活用する。アップルは、米国の特許商標庁でマルチタッチに対する特許を獲得した。

両方ともスマートフォンに必ず必要な中核機能であるため、韓国の訴訟でアップルが勝訴すると、サムスン電子は深刻な打撃を受けるかもしれない。サムスン電子のGALAXY Sは、他の形態のアンロックとマルチタッチの機能が内蔵されている。これに対してサムスン電子の関係者は、「まだアッ

ブルの訴訟内容を確認できていない」とし、「アップルとの別途の交渉は考慮しておらず、既存の訴訟を進めていくつもりである」と述べた。

RFIDの特許紛争に対するアクション時 点、11月末に延期

グローバル特許管理企業であるSISVELが、韓国のRFID企業に自社の特許管理プログラムに加入、特許ロイヤリティを負担するよう求めた期限を、当初の3月末から11月末に延長したことが確認された。

これによって、SISVELが設けた特許プログラムにまだ加入していない韓国企業としては、SISVELの動きや特許内容などを綿密に検討する時間的余裕が生じたわけである。しかし、逆に、SISVELが韓国企業をさらに細密に分析し、緻密な特許攻撃を行う可能性も提起され、SISVELの動きをしっかりと注視しなければならないという指摘も出ている。

関連業界によると、SISVELは3月に韓国のRFID企業に特許警告状を送付したことに続き、最近、再度警告状を送付し、SISVELが設けた特許管理プログラムの加入期限を11月末に延長したと知らせてきた。

SISVEL側は、「現在技術交渉を行っている企業があるため、特許管理プログラムの加入期限を延長する」という書状を送付したことが知られている。3月に送付した警告状には、3月末までに特許プログラムに加入してロイヤリティを支払わなければならない、最大3.5倍も高いロイヤリティを収めなければならないという内容が含まれていた。

SISVELが送付した警告状の内容によると、現在進行中の技術交渉の結果により、特許プログラムに対する修正の可能性もあるものと分析される。韓国企業の保有している技術をさらに緻密に分析できる時間を稼ごうとする意図もある。

特許攻撃の対策を設けているRFID/USN融合協会のイム・ソンウ室長は、「政府や協会レベルでの対応案に対する検討がなされているが、事実上、加入アクションを取らず、無対応とすることで一貫している韓国企業の立場では時間稼ぎの戦略とも見える」とし、「延長期間中にSISVELの動向を持続的に把握する必要がある」と述べた。

一方、グローバルのRFID特許攻撃に対する対応案を準備しているRFID/USN融合協会は、遅くとも6月末までにはRFID技術の企業が活用できる特許対応ガイドラインを設けるといふ戦略である。現在、特許法人との協力を取りまとめ、SISVELが提起した極超短波(UHF)帯域RFIDの海外の基幹技術に対する詳細分析に着手したところである。

業界の関係者は、「まず、SISVELが提起した海外の基幹技術に対する分析が完了すれば、現在韓国が保有している技術

との比較が可能となる」とし、「加入期限が延長されたため、万全の準備ができるであろう」と述べた。

出願動向

世界1位の韓国造船の底力は特許

中国に奪われた世界1位の座を取り戻した韓国造船の底力は「特許」と分析された。

最近特許庁が調査した造船分野の主要5カ国の特許出願動向によると、韓国の造船関連の特許出願が急増しており、2009年には競争相手である中国や日本よりも約2倍程度(1,454件)多く出願したことが分かった。特に、サムスン重工業は昨年1,099件を出願し、韓国の単一造船会社としては初めて特許出願件数が1,000件を超えた。現代重工業、大宇造船海洋もまた、今年1,000件台になることが予想される。

特許出願の増加は、韓国の大手造船会社が会社別に知的財産の専門部署を設け、組織と機能を拡大し続けている点と関連が大きいものと分析される。現代重工業は知的財産室、サムスン重工業は技術企画チーム、大宇造船海洋は技術企画パートをそれぞれ設けている。

韓国の大手造船会社における10年間の技術分野(IPC5)別出願動向は、船舶の船体、海洋構造物及び意匠品(B63B)に関する出願が2001年の34件から2010年には681件と約20倍増加した。

最近、国連気候変動枠組条約及び京都議定書などにより、国際海事機関(IMO)によって次第に強化されている温室ガス、窒素・硫黄酸化物の低減及びエネルギー節減の必要による船舶推進装置(B63H)に対する出願も2001年の10件から2010年には161件と16倍増加した。

また、韓国の大手造船会社は、量的成長だけでなく、質的な面でも、中国、日本などの競争国と差別化された優れた特許技術を保有していることが分かった。

エネルギー節減技術としては現代重工業の船舶用推力翼、搭載・進水・乾燥工法としては大宇造船海洋の複数の海上クレーン同期化システムや現代重工業の陸上乾燥技術、サムスン重工業の浮きドック乾燥技術、STX造船海洋のスキッドラウンチングシステム(Skid Launching System)及び韓進重工業のダム工法などがある。

溶接技術としては現代重工業のデジタル溶接技法、サムスン重工業のLNG線2次防壁施工自動ボンディング装置、STX造

船海洋の光通信利用溶接機などが競争国を圧倒している。

日本を抜いて2007年まで世界1位を守ってきた韓国の造船産業は、内需需要が多い中国にその座を奪われたが、今年一四半期の受注量で4年ぶりに中国を抜いて1位を取り戻した。

「モバイルヘルスケア」の特許出願が活発

高齢化社会に備えた「モバイルヘルスケア」に関する技術開発と特許出願が活発である。

特許庁によると、これまで出願されたモバイルヘルスケアに関する特許出願は732件で、2000年代以前まで24件に過ぎなかったものが、2006年67件、2007年86件、2008年93件、2009年107件などと2000年代中盤以降、年毎に増加し続けている。

モバイルヘルスケアとは、生体信号計測、自動診断、応急警報などが可能な無線生体計測システムやスマートフォン、PDA、タブレットPCなど、モバイルコンピューティング装置を有機的に連結した医療情報環境をいう。

特に、老人の看護を助けるヘルスケア機器の場合、2005年22件、2006年30件、2007年48件、2008年50件、2009年52件などと大幅に増加する傾向を見せている。

出願人別では、韓国人654件、外国人78件で、半導体、モバイル分野で世界的な技術を保有している韓国企業の出願が圧倒的であった。

企業別では、LG電子(39件)、SKテレコム(38件)、サムスン電子(35件)、電子通信研究院(23件)などの順となる。

特許庁の関係者は、「モバイルヘルスケア分野の基幹技術を確保するための大企業の投資が持続的に行われている」とし、「韓国社会の高齢化が急速に進んでおり、この分野の特許出願競争がさらに激しくなることが予想される」と述べた。

電子・半導体

サムスン電子の3Dテレビ、消費者評価では最下位

サムスン電子の3Dテレビが米国内の消費者評価で最下位になった。反面、今年初めからサムスン電子と3Dテレビ市場で争いを繰り広げてきたLG電子の製品は1位を占め、対照的な様相を見せている。

米国最大の消費者雑誌であるコンシューマー・レポート

(Consumer Reports)は、米国市場で販売されているサムスン電子、LG電子、ソニー、シャープ、東芝、ビジオの3Dテレビ製品13種を評価した結果、LG電子の製品(モデル名47LW5600)が圧倒的に1位を占めたことを明らかにした。これと対照的に、サムスン電子の3製品はそれぞれ下位圏の9位、12位、13位を占めた。

LG電子のシネマ3Dテレビは、合計76点で、3D効果(4点)、HD映像の画質(5点)、SD映像の画質(5点)、サウンド(3点)、リモコン(5点)、メニュー(5点)、機能の多様性(5点)などすべての項目で最高点を得た。同誌は、「完璧な1位」、「最高の推薦製品」と評価しながら、「(他の製品に比べ)より明るく、画面のゴースト現象が少なく、軽い3Dめがねでより良い3D映像を実現した」とし、「高解像度と一般の解像度ともに卓越した画質を備えている」と評価した。また、「視野角が相当広く、中心から離れて見ても画面変化が大きくない」とし、「色の正確度に優れ、色が非常に自然で、実際と同じよう見える」と付け加えた。

半面、サムスン電子の製品は酷評を受けた。サムスン電子の新製品である高級型3Dテレビ(モデル名UN55D8000)は合計57点で最下位の13位となり、普及型テレビ(モデル名UN46D6400)は58点で12位を記録した。むしろ、新製品よりも仕様が低い昨年の旧製品(LN46C750)が合計61点で9位となり、体面を保った。

同誌は、サムスン電子の製品に対し、「画面が暗い場面で全体の画面の明るさが均でない点が大きく目立ち、明るい場面でも相当数この現象が見られる」とし、「サムスン製品は3Dモードにおいて垂直イメージの損失が相当で、期待していたフルHDの解像度を実現できなかった」とした。また、「画面の隅が階段状に層を成す現象が見られ、視野角が狭く、斜めから見ると色相、明暗比、明るさの低下が大きかった」と付け加えた。

LED業界は特許紛争中

企業間の発光ダイオード(LED)特許に対する争いが激しい。主に海外企業が韓国企業を相手に特許訴訟を行っている。

韓国のLEDの「BIG3」といえるサムスン、LG、ソウル半導体は、いずれも特許侵害で提訴された状態である。

関連業界によると、オスラム、フィリップスが韓国メーカーを対象として行っているLED特許侵害訴訟で、関連の特許件数は20件を超える。

オスラムは、サムスンに10件、LGに12件の特許侵害訴訟を提起した。また、フィリップスも、ソウル半導体に5件の特許侵害訴訟を提起した状態である。

韓国メーカーも、対応策の準備を進めている。

サムスンとソウル半導体は、特許訴訟を提起した企業を相手に逆訴訟を提起している。LGはLG電子とLGイノテックでタスクフォース(TF)を設け、対応策を準備している。LGもまた、逆訴訟まで考慮するなど、比較的強く対応する計画である。

このようにLED業界の訴訟が相次いでいるのは、市場の本格的な開花を目前に控え、韓国企業に対する海外企業の一種の牽制の一つと解釈される。ソウル半導体は、先に日亜と訴訟を行いながら、数百億ウォンの訴訟費用がかかったという事例もある。

特に、オスラムはサムスンに対し、LED特許のクロスライセンスの期間が満了となるやいなや、訴訟を提起した。

業界では、オスラムの特許訴訟の提起に対して、下半期に企業公開(IPO)を目前に控えている状況で、会社の価値を高めるための戦略ではないかという意見も出ている。

また、主要特許の一つである「ホワイトコンバージョン」特許が2月にヨーロッパで無効判決を受け、韓国でも特許無効の訴訟が行われているため、特許がなくなる前に訴訟を提起したのではないかという主張もある。

ホワイトコンバージョンは、LEDの青色光を白色光に変える技術である。オスラムがサムスンを相手に提起した10件のうち5件がこのホワイトコンバージョンに関する特許である。

化学・金属・生命工学

ファイザー、 バイアグラの特許延長試みる

勃起不全治療剤である「バイアグラ」の生産メーカーファイザーが、特許の延長を試みている。

ウォール・ストリート・ジャーナルによると、ファイザーは6月15日からバージニア州ノーフォーク連邦地裁でジェネリックの生産会社であるテヴァ製薬に対し、2回目の特許防御に乗り出す。成功した場合、ファイザーは2019年までバイアグラに対して独占的に特許を延長できるようになる。

これまでウォール街では、2012年にバイアグラの特許が満了になれば、もう少し安価なジェネリックが出てくるであろうと予測していた。

ファイザーが特許延長に成功する場合、2019年まで財政的に大きな助けになることが予想される。Leerink Swann社のアナリストSeamus Fernandez氏は、「この場合、数百万ドルの売り上げと収益を維持できるであろう」とし、2013~2018年ま

で年間3%の収益増加を記録することができると思込んでいる。

ファイザーは、バイアグラの売り上げで米国のみで年間10億ドルを稼いでいることが知られている。

しかし、ファイザーが特許延長に失敗した場合、テヴァ製薬の躍進が予想される。Seamus Fernandez氏は、このようになれば、テヴァ製薬の2012年の収益が2%程度増加し得るであろうと予想した。

清浄空気の圧縮技術に対する 特許出願増加

放射能・黄砂・煤煙などの影響で清浄空気に対する関心が高まるにつれ、清浄空気を圧縮する技術が増えている。

特許庁によると、汚染された空気から我々の体を守るための清浄空気の圧縮技術に関する特許出願が2000年以降増加する傾向にあり、全体の空気圧縮技術のうち清浄空気の圧縮技術が占める比率も、2005年を基点に以前の30%から以後38%と10%近く増加した。

技術分野別に見ると、圧縮過程で混じる潤滑油および不純物の除去に関する技術分野であるエアドライヤー・オイルセパレータ・エアフィルターなどの特許出願が全体の90%以上と絶対的な比率を占めている。反面、圧縮過程で不純物が源泉的に混じらないようにする無潤滑圧縮技術分野は10%未満とその比率が微々たるものであることが分かった。しかし、今後は、不純物の除去に追加費用が発生しない無潤滑圧縮技術の開発がさらに活発になることが予測される。

日本では、10年余り前から空気の販売が始まり、韓国も既

に数年前から済州島にあるハンラ山の森から発生する自然そのまのマイナスイオンが含まれた空気を採取し、10分の1で缶に圧縮して販売している。

特許庁の関係者は「放射能・黄砂・煤煙・スモッグなどの影響で、新鮮な空気に対する人々の欲求が増加するにつれ、これを満たすことができる清浄空気の圧縮技術に関する特許出願がさらに増加するであろう」と述べた。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区盤浦洞742-20(榮和B/D)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : http://haandha.co.kr

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区盤浦洞742-20(榮和B/D)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr